

## 【表紙】

【発行登録番号】	28 - 関東35
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月30日
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役CEO 内藤 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-3815
【事務連絡者氏名】	総務・環境安全部長 田中 光明
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-3815
【事務連絡者氏名】	総務・環境安全部長 田中 光明
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成28年4月7日）から2年を経過する日（平成30年4月6日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円（注）1 800,000,000円（注）2 （注）1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	未定（注）1、2
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	未定
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	未定
割当日	未定
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注)1 当社は、当社の取締役会が新株予約権の発行を決定する際に割当期日と定める日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（但し当社を除きます。）に対し、新株予約権の引受権を与え、新株予約権を発行するものであります。発行数は、割当期日における最終の発行済株式総数（但し、当社の保有する当社普通株式を除きます。）を上限とします。

2 各株主が有する新株予約権の引受権の目的たる新株予約権の数は、各株主の所有株式1株につき1個の割合とします。

3 当新株予約権証券は買収防衛策の一環として発行するものであります。買収防衛策の詳細につきましては、第3 その他の記載事項をご参照ください。

##### (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	エーザイ株式会社 普通株式 単元株式数は100株であります。 完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。
新株予約権の目的となる株式の数	未定 (各新株予約権の目的たる株式の数は1株又は取締役会で定める株数とします。)
新株予約権の行使時の払込金額	1個あたり1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	未定
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	未定
新株予約権の行使期間	本新株予約権の発行日から、最短1ヶ月最長2ヶ月の間で、当社取締役会が定める期間とします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	未定

新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の保有者は、以下の(1)ないし(3)のいずれかに定める者に該当する場合を除き、本新株予約権を行使することができます。</p> <p>(1)割当期日又は本新株予約権の行使日における特定大量保有者。なお、「特定大量保有者」とは、以下の( )又は( )のいずれかに該当する者をいいます(但し、下記(ア)ないし(エ)の各号に記載される者を除きます。 )。</p> <p>( )当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義されます。)が15%以上となる者もしくは15%以上となると当社取締役会が認めた者、又は</p> <p>( )公開買付け(同法第27条の2第6項に定義されます。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義されます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。)を行う者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。)及びその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。)の株券等所有割合と合計して15%以上となる者。</p> <p>(ア)当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。)</p> <p>(イ)当社を支配する意図がなく上記( )又は( )に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記( )又は( )に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができます。)以内にその保有する当社の株券等を処分することより上記( )及び( )に該当しなくなった者</p> <p>(ウ)当社による自己株式の取得、消却その他の理由により、自己の意思によることなく、上記( )又は( )に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。)</p> <p>(エ)その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。)</p> <p>(2)上記(1)の規定のほか、上記(1)( )の場合には株券等の共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、上記(1)( )の場合はその特別関係者、特定大量保有者又は上記 もしくは 記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は、実質的に、特定大量保有者又は上記の ないし 記載の者が支配し、当該者に支配されもしくは当該者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、もしくは当該者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者。以下、上記 ないし に記載の者を、特定大量保有者と総称して「特定大量保有者等」といいます。</p> <p>(3)上記(1)及び(2)の規定のほか、新株予約権行使時に、自己が特定大量保有者等ではないことを表明していない者、その他本発行決議において当社取締役会が定める事項を誓約する書面を提出していない者。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

- (3) 【新株予約権証券の引受け】  
該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。新株予約権の行使による払込は、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込の手取金の額は未定であります。

### (2) 【手取金の使途】

上記の新株予約権の行使による払込の手取金は、運転資金に充当する予定ですが、その具体的な内容や支出時期は未定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【その他の記載事項】

当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針（以下、本対応方針という）について

本対応方針は、平成18年2月開催の取締役会において社外取締役独立委員会より提案され、導入されたものです。その後、平成23年8月の取締役会において、本対応方針の継続を決議し、更新しています。

本対応方針については、毎年、定時株主総会終了後に、新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会で継続・見直し・廃止の審議が行われることになっております。平成27年度については、6月に開催した社外取締役独立委員会で、本対応方針が

(1)経営陣の恣意性が排除されている

(2)本対応方針は、毎年、継続・見直し・廃止が検討される

(3)取締役選任議案をもって、本対応方針に対する株主の皆様のご意向を反映できる

という3点の仕組みを有しており、本対応方針の継続を当社取締役会に提案する旨の決議を行いました。社外取締役独立委員会からの提案を受け、同年7月の取締役会において、本対応方針の継続について審議し、これを決議しました。

本対応方針の要旨は以下のとおりであります。

### 1. 目的および特徴

当社は、ヒューマン・ヘルスケア(hhc)企業としての理念にもとづいた中期戦略計画をはじめとする諸施策の遂行によって実現される当社の企業価値、ひいては株主の皆様の共同の利益を確保することを目的として、本対応方針を導入しております。

本対応方針は、当社株式の大量買付が行われようとする場合の手続を定め、株主の皆様が適切な判断をするための十分な情報と時間を確保するとともに、買付者がこの手続を遵守しない場合や、企業価値・株主の皆様共同の利益を損なうような不適切な当社株式の買付であった場合には、買付者による権利行使ができない新株予約権を、その時点の全ての株主の皆様が発行し、買付者の有する議決権割合を低下させることにより、これらの阻止を企図する事前警告型のプランです。

また、当社取締役会において過半数(11名中7名)を占める、経営陣から独立した社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会が、本対応方針の手続を主体的に運用し、当社株式の買付に関する評価と、新株予約権の発行を取締役に提案するか否かの判断を行います。

### 2. 導入の経緯

本対応方針の導入に当たっては、当社社外取締役のうち3名を構成員とする特別委員会が、複数の外部専門家のアドバイスを心得て検討のうえ、本対応方針の導入を社外取締役独立委員会に提案しました。社外取締役独立委員会は、導入の可否を検討した結果、株主の皆様共同の利益を確保するためには本対応方針の導入が必要不可欠と判断し、当社取締役会に提案しました。取締役会はこれを審議し、その導入を決定しました。

本対応方針は当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益のために、会社経営陣から独立した社外取締役で構成される二つの委員会が主導して、採用するにいたしました。

なお、本対応方針の内容は、東京証券取引所との事前相談を経て決定しております。

### 3. 手続

当社の発行済株式総数の15%以上となる株式の買付もしくは公開買付けを実施しようとする買付者には、本対応方針に従って必要情報を社外取締役独立委員会に提出していただきます。

社外取締役独立委員会は、当社の情報も入手し、買付内容の評価、株主の皆様への情報提供と、当社代表執行役CEOが提出した代替案の提示ならびに買付者との交渉等を行います。

買付者が本対応方針の手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうような買付であると社外取締役独立委員会が判断した場合は、新株予約権の発行を決議して、当社企業価値・株主共同の利益を確保します。

### 4. 有効期間

本対応方針の有効期間は、平成28年6月30日までです。なお、本対応方針は、定時株主総会直後に新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会で、毎年、継続・見直し・廃止の審議が行われます。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第103期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日） 平成27年6月19日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第104期第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日） 平成27年8月12日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第104期第2四半期（自平成27年7月1日 至平成27年9月30日） 平成27年11月9日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第104期第3四半期（自平成27年10月1日 至平成27年12月31日） 平成28年2月10日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月22日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の規定に基づく臨時報告書を平成27年10月16日に関東財務局長に提出

#### 7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年11月24日に関東財務局長に提出

#### 8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成28年3月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成28年3月4日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（平成28年3月30日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

エーザイ株式会社 本店

（東京都文京区小石川4丁目6番10号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。